

川西町下水道事業経営戦略ロードマップ

令和6年3月 策定
川西町下水道事業

1. これまでの主な経営健全化の取組

- ・川西町の下水道事業は平成29年度から地方公営企業法を適用し特別会計から公営企業会計へ移行しました。法適用により、貸借対照表や損益計算書などの財務諸表を作成することで、経費区分の明確化、経営状況の性格な把握に努め、安定的な下水道サービスの提供に努めてきました。
- ・ストックマネジメント計画に基づき、計画的に施設の更新を進めるとともに、経常経費の縮減等に努めてきました。

2. 経費回収率向上に向けたロードマップ

国土交通省「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進」に基づき、経費回収率向上に向けたロードマップを以下に示します。
経費回収率の向上に向けて、経営戦略の見直しに併せて下水道使用料の在り方を検討し、一般会計部局と協議を行い改定の有無を決定していきます。

年度 項目	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
経営戦略計画期間															
経営戦略見直し					◎					◎					◎
計画期間															
使用料の検討					◎					◎					◎

3. 業績目標

ロードマップに従い、経費回収率向上に向けた業績目標を以下に示します。

単位：千円

年度 項目	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
使用料収入（a）	93,052	94,062	92,360	90,896	101,497	98,332	88,826	88,137	87,448	86,759	86,070	85,381	84,692	84,003	83,314
汚水処理費（b）	104,850	84,883	95,573	79,007	119,159	106,157	109,805	107,710	107,694	106,792	104,917	105,236	104,343	103,020	104,040
維持管理費	103,447	83,376	94,051	76,170	112,949	100,586	105,628	104,168	104,644	104,172	102,729	103,445	102,917	101,943	103,273
資本費	1,403	1,507	1,522	2,837	6,210	5,571	4,177	3,542	3,050	2,620	2,188	1,791	1,426	1,077	767
経費回収率（a/b）	88.7%	110.8%	96.6%	115.0%	85.2%	92.6%	80.9%	81.8%	81.2%	81.2%	82.0%	81.1%	81.2%	81.5%	80.1%

ア. 実施予定時期

令和6（2024）年度～令和15（2033）年度

イ. 経費回収率向上に向けた具体的な取組

- ①ストックマネジメント計画に基づく適正な投資事業の実施
- ②経営戦略の定期的な見直し及び適正使用料単価の検証による事業運営の適正化
- ③汚水処理費の削減による一般会計繰入金の削減

4. 進捗管理と経営指標

経常収支比率が100%を超える安定的な事業運営に努めるとともに、本経営戦略の取組を確実に実施するために、以下のとおり経営指標を定め、今後5年毎に見直しを行います。

単位：千円

年度 項目	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
経常収支比率（a/b） ※基準外繰入除く	104%	102%	100%	100%	87%	96%	85%	84%	83%	82%	81%	81%	81%	81%	81%
経常収益（a）	257,412	231,898	237,199	226,724	247,401	253,905	229,282	224,894	222,587	219,391	214,594	211,736	207,335	202,269	198,721
経常費用（b）	247,810	226,805	236,720	226,921	283,859	265,077	270,851	268,988	269,321	268,318	264,542	261,795	257,050	250,962	244,939

○公営企業会計を適用した地方公共団体において、今後、汚水処理事業が社会資本整備総合交付金の重点配分対象とならないケース

- ・ロードマップに定めた業績目標を達成できない場合
- ・令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにもかかわらず、使用料単価が150円/㎡未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合（国土交通省「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」より）